

1 目的

平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、また、平成25年には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、地域における消費者教育の推進体制づくりが一層求められており、第2次消費者基本計画を策定している消費者センターと連携しながら、金銭教育、金融教育を含む消費者教育に係る教材開発や指導方法の工夫等について、「札幌市消費者教育実践研究会」を設置して実践研究を行い、本市における「消費者教育」の諸課題を明らかにするとともに消費者教育の普及・啓発を図る。

2 事業内容

金銭教育、金融教育を含む消費者教育について、消費に関わる札幌市の子どもの実態や専門家による助言等を踏まえ、教材開発や指導方法等についての研究を、授業実践を通して行う。

- ・札幌の特色等を生かした教材の開発
- ・イメージマップに即した教材の開発
- ・札幌市消費者センターが行う「教材貸出」「講師派遣」等を活用した指導方法等の開発

3 構成

札幌市消費者教育実践研究会は、次の委員と事務局によって構成される。

委員長	市立小学校長
委員	市立小学校教諭（2名） 市立中学校教諭（2名）
アドバイザー	札幌市消費者センター 消費生活係長
事務局	札幌市教育委員会 教育課程担当課長 札幌市教育委員会 指導主事（2名）

※ 委嘱期間は、委嘱日から平成27年3月31日までとする。

4 研究推進日程

6月11日（水）	第1回 連絡協議会 ・事業内容についての確認
8月～11月	第2回 連絡協議会及びWG会議 ・授業実践について～指導案検討など
12月	第3回 連絡協議会 ・授業実践のまとめ